会計	一般会計							
予算	款	０３　民生費	項	０１　社会福祉費		目	０１　社会福祉総務費	
事業名	06　福祉医療助成事業				所管部課	健康福祉部　保険年金課		

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳						
		国庫支出金	県支出金	分担金負担金	使用料手数料	その他	市債	一般財源
本年度予算額	316,178		104,836			42,732		168,610
前年度予算額	299,152		98,806			42,732		157,614
増　　減	17,026	0	6,030	0	0	0	0	10,996

特定財源の説明

（県）福祉医療費助成事業補助金　９２，６０６千円　　（諸）福祉医療高額療養費戻入　４１，６７７千円
（県）重度心身障害老人等福祉助成補助金　８，６５８千円　（諸）福祉医療費返還金　１，０５６千円
（県）福祉医療費支払手数料補助金　１，８８７千円
（県）精神障害者精神科通院医療費助成事業補助金　１，６８５千円

目的・期待する効果

社会的、経済的に支援が必要な立場にある乳幼児や障がい者および老人等の医療保険の自己負担金（一部負担を除く）を軽減することにより、医療機関への必要な受診を可能にし、対象者の健康状態を保ちます。

事業実施に至る経緯・背景

- ☑ 法令等によるもの
- ☑ 市総合計画等によるもの
- ☐ 議会からの要望、提案等によるもの
- ☐ 市民、自治会等からの要望、提案等によるもの
- ☐ 職員提案等によるもの
- ☐ その他

（理由：　　）

事業概要

（継続）福祉医療費助成　　315，845千円（県104，836千円　諸42，732千円）
社会的、経済的に支援の必要な立場にある乳幼児や障がい者および老人等の医療費の自己負担部分を助成します。

（平成27年1月1日現在・受給対象者数）
乳幼児　3,320人　重度心身障害者　790人　65～74歳老人　360人　母子家庭　1,115人
父子家庭　120人　ひとり暮らし寡婦　8人　ひとり暮らし高齢寡婦　3人　精神障害者　185人
精神障害老人　13人　重度心身障害老人　418人

（継続）甲賀・湖南医師会および甲賀湖南歯科医師会地域医療推進負担金　　768千円
両医師会の運営経費の一部を負担します。

主な事業費内訳

節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額	節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額
12	請求事務手数料	4,224			
12	支払事務手数料	7,945			
19	地域医療推進負担金	768			
20	福祉医療費	302,898			

| 会計 | 一般会計 | | |

| 会計 | 一般会計 | | |

会計	一般会計							

（単位：千円）

予算	款	03　民生費	項	01　社会福祉費	目	01　社会福祉総務費
事業名	０８　在日外国人福祉事業		所管部課	健康福祉部　保険年金課		

区　分	金　額	財　源　内　訳						
		国庫支出金	県支出金	分担金負担金	使用料手数料	その他	市債	一般財源
本年度予算額	2,603		974					1,629
前年度予算額	2,575		974					1,601
増　　減	28	0	0	0	0	0	0	28

特定財源の説明	（県）自治振興交付金　974千円
目的・期待する効果	本国に在留する外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法(昭和34年法律第141号)の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に障がいが発生していたが障害年金等の支給対象とならなかった人に対し、障がい者福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的としています。
事業実施に至る経緯・背景	☑ 法令等によるもの　☐ 市民、自治会等からの要望、提案等によるもの ☐ 市総合計画等によるもの　☐ 職員提案等によるもの ☐ 議会からの要望、提案等によるもの　☐ その他 （理由：　　）
事業概要	（継続）　在日外国人障がい者福祉事業　２，６０３千円（県　９７４千円） 昭和５６年の国民年金法改正に伴い、障害年金受給を受給する資格を持たない人に対し、月額５万円を上限に支給しています。

主な事業費内訳

節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額	節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額
20	障がい者福祉給付金	2,603			

会計	一般会計

（単位：千円）

予算	款	０３　民生費	項	０１　社会福祉費	目	０３　老人福祉費
事業名	０４　在日外国人福祉事業		所管部課	健康福祉部　保険年金課		

区　分	金　額	財　源　内　訳						
		国庫支出金	県支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	その他	市債	一般財源
本年度予算額	792		424					368
前年度予算額	1,008		424					584
増　　減	▲216	0	0	0	0	0	0	▲216

特定財源の説明	（県）自治振興交付金　424千円
目的・期待する効果	本国に在留する外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う　国民年金法(昭和34年法律第141号)の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった人に高齢者福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的としています。
事業実施に至る経緯・背景	☑ 法令等によるもの ☐ 市総合計画等によるもの ☐ 議会からの要望、提案等によるもの ☐ 市民、自治会等からの要望、提案等によるもの ☐ 職員提案等によるもの ☐ その他 （理由：　　）
事業概要	（継続）　在日外国人高齢者福祉事業　７９２千円（県　４２４千円） 昭和５６年の国民年金法改正に伴い、老齢年金受給を受給する資格を持たない人に対し、月額２２，０００円を上限に支給しています。

主な事業費内訳

節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額	節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額
20	高齢者福祉給付金	792			

会計	一般会計

（単位：千円）

予算	款	０３　民生費	項	０３　国民年金費	目	０１　国民年金費
事業名	02　国民年金事務経費				所管部課	健康福祉部　保険年金課

区　分	金　額	財　源　内　訳						
		国庫支出金	県支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	その他	市債	一般財源
本年度予算額	4,999	4,313						686
前年度予算額	4,893							4,893
増　　減	106	4,313	0	0	0	0	0	▲ 4,207

特定財源の説明	（国）国民年金事務費交付金　　4,313千円
目的・期待する効果	法定受託事務国民年金第１号被保険者の資格異動、給付請求事務、年金相談ほか、制度の周知・理解を得るための広報活動を行います。
事業実施に至る経緯・背景	☑ 法令等によるもの ☐ 市総合計画等によるもの ☐ 議会からの要望、提案等によるもの ☐ 市民、自治会等からの要望、提案等によるもの ☐ 職員提案等によるもの ☐ その他 （理由：　　）
事業概要	（継続）　国民年金事務経費　　４，９９９千円（国　４，３１３千円） 20歳以上60歳未満で自営業や学生の人など（厚生年金や共済年金に加入している人やその人に扶養されている配偶者を除く）の資格異動や給付請求事務等の年金相談を実施しています。

主な事業費内訳

節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額	節ｺｰﾄﾞ	細節等名称	金額
7	賃金	3,044			
13	電算関係	1,598			